

井手町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、井手町内（以下「町内」という。）において薪ストーブ又は木質ペレットストーブ（以下「薪ストーブ等」という。）を購入及び設置する者に対して、井手町薪ストーブ等設置費補助金を予算の範囲内において交付することにより、森林資源の活用促進による森林環境の保全、地球温暖化の防止及び環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 薪ストーブ 燃料として用意された木又は粉碎した木くずを固めたものを燃料として使用する設計及び仕様である暖房器具をいう。
- (2) 木質ペレットストーブ 粉碎した木くずを圧縮成型した円柱状の固形燃料を使用する設計及び仕様である暖房器具をいう。

(補助対象)

第3条 薪ストーブ等の購入及び設置（以下「事業」という。）に対する補助金の交付の対象となる薪ストーブ等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) この要綱に基づく補助金及びこの補助金以外の補助金等の交付を受けていないもの
- (2) 平成25年4月1日以降に購入及び設置したもの

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は事務所を有する法人若しくは団体であること。
- (2) 未使用の薪ストーブ等を購入し、町内に存する建物内に設置した者であること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、薪ストーブ等の本体の購入及び設置に係る費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）以内とする。

2 補助金の上限額は、150,000円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、薪ストーブ等を購入する前に、井手町薪ストーブ等設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置する薪ストーブ等の仕様書
- (2) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (3) 設置予定箇所の見取図
- (4) 薪ストーブ等設置同意書（建物の所有者が複数の場合又は所有者が申請者と異なる場合

に限る。) (別記第 2 号様式)

(5) 誓約書 (別記第 3 号様式)

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第 8 条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、井手町薪ストーブ等設置費補助金交付決定通知書 (別記第 4 号様式) により、交付しないと決定したときは、井手町薪ストーブ等設置費補助金不交付通知書 (別記第 5 号様式) により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(事業の変更及び承認)

第 9 条 前条の規定により補助金を交付すると決定した者 (以下「補助対象者」という。) が、補助金の交付決定通知を受けた後において、交付申請書の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、井手町薪ストーブ等設置費補助金事業変更承認申請書 (別記第 6 号様式) を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、承認したときは、井手町薪ストーブ等設置費補助金事業変更承認通知書 (別記第 7 号様式) を補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助対象者は、事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに井手町薪ストーブ等設置費補助金実績報告書 (別記第 8 号様式) に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 薪ストーブ等の設置に要した費用の内訳書及び領収書の写し

(2) 薪ストーブ等の保証書の写し

(3) 薪ストーブ等の設置状況が確認できる写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を確定し、井手町薪ストーブ等設置費補助金交付確定通知書 (別記第 9 号様式) により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、井手町薪ストーブ等設置費補助金交付請求書 (別記第 10 号様式) を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第 13 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(協力)

第 14 条 町長は、この要綱による補助金を受けた者に対し、必要に応じて薪ストーブ等の利用状況等に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(処分の制限)

第15条 申請者は、当該助成の対象となった薪ストーブ等を法定耐用年数である6年間、適切に使用しなければならない。この場合において、申請者の責に帰することができない理由により薪ストーブ等が使用できなくなったときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

年 月 日

井手町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
法人又は団体にあつては、主たる事務所  
の所在地並びに名称及び代表者の氏名

井手町薪ストーブ等設置費補助金交付申請書

井手町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

設 置 場 所	井手町
設置するストーブの機種	
購入及び設置に要する経費	
補 助 金 交 付 申 請 額	円（1,000円未満の端数切り捨て）
事 業 着 手 予 定 日	年 月 日
事 業 完 了 予 定 日	年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 設置する薪ストーブ等の仕様書 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し <input type="checkbox"/> 納税状況確認同意書 <input type="checkbox"/> 設置予定箇所の見取図 <input type="checkbox"/> 薪ストーブ等設置同意書（建物の所有者が複数の場合又は所有者が申請者と異なる場合に限る。） <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 注 該当する□にレを記入してください。

別記第2号様式（第7条関係）

年 月 日

井手町長 様

設置同意者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
法人又は団体にあつては、主たる事務所  
の所在地並びに名称及び代表者の氏名

薪ストーブ等設置同意書

井手町薪ストーブ等設置費補助金の交付に係る下記の建物は、私の所有ですが、薪ストーブ等を設置することに同意します。

記

薪ストーブ等の	
設置場所	
補助申請者の	
住 所	
補助申請者の	
氏 名	

別記第3号様式（第7条関係）

井手町長            様

誓 約 書

私は井手町薪ストーブ等設置費補助金交付申請を行うにあたり、次に掲げる事項について、遵守することを誓約します。

- 1 井手町薪ストーブ等設置費補助金により購入した薪ストーブ等は、適正に管理するとともに、効率的に運用します。
- 2 薪ストーブ等の利用にあたっては、薪又はペレット燃料の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑とならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応します。
- 3 火災の予防には十分に注意します。
- 4 ゴミ等の廃棄物及び健康を害するおそれのあるものは、一切これを燃やしません。

年    月    日

住    所

氏    名

Ⓜ

別記第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

井手町長

印

井手町薪ストーブ等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました井手町薪ストーブ等設置費補助金について、井手町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付決定補助金額	金 円
設置場所	井手町
備考	

別記第5号様式（第8条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

井手町長

印

井手町薪ストーブ等設置費補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のありました井手町薪ストーブ等設置費補助金について、下記の理由により、不交付となりましたので、井手町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、通知します。

記

理由



別記第6号様式（第9条関係）

年 月 日

井手町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

井手町薪ストーブ等設置費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた薪ストーブ等設置費補助金について、下記のとおり事業内容を変更したいので、井手町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、承認下さるよう申請します。

記

- 1 変更の種類 変 更 ・ 中 止
- 2 変更の内容
- 3 変更中止理由

別記第7号様式（第9条関係）

第 年 月 日  
号

様

井手町長

印

井手町薪ストーブ等設置費補助金事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のありました薪ストーブ等設置費補助金について、井手町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 変更の種類 変 更 ・ 中 止
- 2 変更の内容

年 月 日

井手町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
法人又は団体にあつては、主たる事務所  
の所在地並びに名称及び代表者の氏名

井手町薪ストーブ等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた薪ストーブ等設置費補助金について、事業が完了したので、井手町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

購 入 年 月 日	年 月 日
設 置 年 月 日	年 月 日
購入及び設置に要した経費	円
交 付 決 定 補 助 金 額	円
購 入 業 者	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 薪ストーブ等の設置に要した費用の内訳書 及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 薪ストーブ等の保証書の写し <input type="checkbox"/> 薪ストーブ等の設置状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 注 該当する□にレを記入してください。

別記第9号様式（第11条関係）

第 年 月 日  
第 号

様

井手町長

印

井手町薪ストーブ等設置費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した薪ストーブ等設置費補助金について、井手町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付を確定したことを通知します。

記

補助金確定額	金 円
交付決定補助金額	金 円
備 考	

年 月 日

井手町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

井手町薪ストーブ等設置費補助金請求書

井手町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		預金の種類	口座番号	(ふりがな) 口座名義人
銀行 信用金庫 農協	本・支店	普通・当座		